

## 監査公表第1号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年4月15日

新城市監査委員 原 義 弘  
新城市監査委員 下 江 洋 行

### 監査種別

財政援助団体等監査

### 監査結果の措置対象

財政援助団体 新城市観光協会  
団体の所管課 産業振興部観光課

### 監査結果報告年月日

令和3年4月9日

### 監査結果に対する措置通知年月日

令和3年2月5日

### 講じた措置等の内容

#### 【新城市観光協会】

##### 《指摘事項1》

長年の懸案事項が解決されないのは、現在の観光協会の組織体制では対応に無理があると思われる。観光協会の組織体制を早急に整備されたい。

##### 《是正措置内容》

所管である市観光課と協議を行い、組織体制の整備に取り組んで参ります。

##### 《指摘事項2》

会計処理について、支払いや収入の会計帳票はシステム入力した後で出力した伝票により決裁処理されている。会計行為を決定する時期は事前に行うことが望ましい。処理の在り方を検討され、明確な運用規定を整備されたい。

##### 《是正措置内容》

会計処理の規定を整備いたします。

##### 《指摘事項3》

通帳と印鑑の管理については、単独の職員での管理、運用は好ましくないため、印鑑の管理については責任者がしっかりと管理されるよう、運用方法を検討されたい。

##### 《是正措置内容》

会計処理の規定を整備し対応します。

《意見1》

昨今では観光情報をスマートフォンにより得る状況となっている。観光協会のホームページもそれに対応しやすいよう、在り方を検討されたい。

《措置内容》

利用者が活用しやすいように仕様を変更して参ります。

《意見2》

4つの部会について、会議が開かれたのは年1回、もしくは開かれていない状況である。最低年1回は開催し、会員の協会に対する意識の強化に努められたい。

《検討状況》

部会の在り方を検討し、会員の協会に対する意識の強化に努めます。

《意見3》

繰上充用金処理について、現在のやり方が妥当なのか検討されたい

《検討状況》

所管である市観光課と協議を行い、検討して参ります。

**【産業振興部観光課】**

《指摘事項》

長年の懸案事項が解決されないのは、現在の観光協会の組織体制では対応に無理があると思われる。観光協会の組織体制を早急に整備されたい。

《措置内容》

令和3年3月に策定した第2次新城市観光基本計画及び前期アクションプランに観光推進体制の整理と連携強化を掲げており、市観光課、観光協会、奥三河観光協議会の3つの組織の活動がより効果的になるよう、統廃合を含めた組織の見直しを行い、観光組織の推進体制強化を図ります。

《意見》

各観光地において駐車場の不足が課題となっている。近隣住民や通行車両への影響が大きいため、駐車場の整備について検討されたい。

《措置内容》

令和3年3月に策定した第2次新城市観光基本計画及び前期アクションプランに安全な駐車場の確保を掲げており、市内で起きている駐車場不足の問題を整理しつつ、それぞれの解決策を順次検討していきます。